

広島市告示（安佐北区）第53号

令和8年6月15日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和8年6月15日から令和8年6月29日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の期日
市道	安佐北3区 1000号 線	安佐北区亀山南一丁目111番地3 地先から 安佐北区亀山南一丁目121番地4 地先まで	令和8年6月15日